

静岡SR経営労務センター  
社労士会員 各位

静岡SR経営労務センター

## 第一種特別加入者の遡及脱退について（取扱いの一部変更）

師走の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労災保険における特別加入のうち第一種特別加入者の「一部脱退」については、従来、遡及して変更届を提出するケースとして「本人死亡」以外は取扱いを行っていませんでしたが、先般、令和5年10月に開催された労働保険事務組合連合会静岡支部の研修会において、静岡労働局総務部労働保険徴収課の職員から「遡及脱退」についての説明があったことから、今後は下記のとおり取扱いを変更いたしますので、ご了知の程お願いいたします。

### 記

#### 1. 第一種特別加入者の遡及脱退についての『基本原則』

- ① 「異動年月日」が「特別加入者でなくなった日」の場合  
→ 遡及しての一部脱退が可能
- ② 「変更決定を希望する日」が「変更届提出の翌日から起算して30日以内」の場合  
→ 遡及しての一部脱退は不可（労働局において認められていない）

#### 2. 特別加入保険料の算定期間について：

- ① 変更届の提出日が「異動年月日」よりも前の場合（推奨）
  - ・ 「異動年月日」と「変更決定を希望する日」は同じ日となる
  - ・ 確認資料の添付は「不要」
  - ・ 「異動年月日」の属する月まで保険料を算定
- ② 変更届の提出日が「異動年月日」よりも後の場合
  - ・ 「異動年月日」と「変更決定を希望する日」は違う日（「変更決定を希望する日」の方が後ろ）
  - ・ 確認資料が添付されている（遡及しての一部脱退が可能）
    - 「異動年月日」の属する月まで保険料を算定
  - ・ 確認資料が添付されていない（遡及しての一部脱退は不可）
    - 「変更決定を希望する日」の属する月まで保険料を算定

#### 注意事項

自動消滅（特別加入者たる地位が **必然的に 消滅する場合**）に該当しなければ、遡及脱退の対象とならない。

（「業務に従事しなくなった」等の理由では、遡及はできません。）

### 3. 遡及しての脱退の限度について

#### 【静岡労働局の考え方】

特別加入は「任意加入」であることから、基本的に、年度更新の際に「事業主の意思」及び「特別加入者たる地位の確認」を経ていると認められることから、本来は過年度に遡っての変更はあり得ない。

したがって、既に確定した年度の保険料に変更を及ぼす場合は、遡及脱退はできない。

### 4. 特別加入者の地位が消滅したことの確認資料【例示】

#### ① 死亡の場合

・ 確認資料は不要

#### ② 法人事業場で、役員等が辞任又は退職した場合

・ 登記簿謄本の写し

#### ③ 個人事業場で、家族従事者が労働者になった場合

・ 雇用保険被保険者証の写し ・ 労働者としての雇用契約書の写し 等

#### ④ 個人事業場で、家族従事者が退職した場合

・ 事業主が家族従事者に交付した退職証明書の写し 等

### 5. その他 留意事項

① 基本的な取扱いは、従来と同様で、「特別加入者の異動日」以降に変更届を提出した場合は「変更希望日の属する月まで保険料が算定される」ことが大前提です。

② 「特別加入脱退申請書」（全部脱退）では「死亡」以外での遡及は認められていません。

③ 遡及して一部脱退を行う場合、「特別加入に関する変更届」と「確認資料」は一緒に 静岡SR経営労務センターへ提出してください。

④ 年度更新事務の際に、上記4. の①～④の事案が生じていたことが判明した場合で、遡及して一部脱退の変更届を提出する場合は、速やかに静岡SR（変更事案の担当者あて）に事前連絡を行い、必ず当該年度更新時の4月19日までに、上記5. ③の書類を静岡SRに提出してください（4月19日 必着）。

なお、4月19日以降の書類提出、あるいは年度を跨いでの遡及については上記3. の労働局見解により、遡及しての取扱いは行いません。予めご承知置きください。【「変更を希望する日」の属する月まで保険料がかかります。】

⑤ 上記2. ②の場合（変更届の提出日が「異動年月日」よりも後）であって「遡及を希望されない場合」は、確認資料は不要です。